

平成24年度 石狩市教育委員会会議（5月定例会）会議録

平成24年5月23日（水）

開 会 午後 1時30分

第2委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出 席	欠 席	備 考
委員長 中 村 照 男	○		
委 員 伊 藤 好 美	○		
委 員 土 井 久美子	○		
委 員 門 馬 富士子	○		
教育長 樋 口 幸 廣	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名	出 席	欠 席
生涯学習部長	百 井 宏 己	○	
生涯学習部次長	柴 口 史 子	○	
総務企画課長	上 田 均	○	
学校教育課長	蛭 谷 学 俊	○	
社会教育課長	東 信 也	○	
文化財課長	工 藤 義 衛	○	
厚田生涯学習課長	池 垣 旬	○	
浜益生涯学習課長	尾 崎 巧	○	
教育支援センター長	西 田 正 人	○	
特別支援教育担当課長	森 朋 代		○
市民図書館副館長	丹 羽 秀 人	○	
市民図書館副館長	板 谷 英 郁	○	
学校給食センター長	伊 藤 和 哉	○	
総務企画課総務企画担当主任主査	吉 田 雅 人	○	
総務企画課総務企画担当主査	高 石 康 弘	○	
教育支援センター就学指導担当主査	川 畑 昌 博	○	
社会教育課社会教育担当主査	樋 口 潤 作	○	

開会宣告

(中村委員長) ただいまから、平成24年度教育委員会会議5月定例会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名

(中村委員長) 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、伊藤委員にお願いします。

日程第2 議案の審査

(中村委員長) 日程第2 議案の審査を議題とします。

議案第1号 石狩市教育委員会会議規則の一部改正について

(中村委員長) 議案第1号 石狩市教育委員会会議規則の一部改正について、提案願います。

(樋口教育長) 議案第1号 石狩市教育委員会会議規則の一部改正についてですが、教育委員会会議の運営について、会議録記載事項の明確化など、所要の改正を行うため、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定に基づき議決を求めるものです。内容については、事務局から説明をお願いします。

(上田課長) 私から議案第1号 石狩市教育委員会会議規則の一部改正についてご説明いたします。資料の1頁・2頁をご覧ください。始めに第2条第2項になりますが、定例会について、現在の規則では、毎月25日としており、ただし書きで「委員長が必要と認めたときは、この日以外の日とすることができる」としてありますが、実態としては、25日となっていないことから、「毎月1回招集する」と改めるものです。また、同条第3項で、臨時会の招集について、「委員の3人以上の者から請求があったとき」としてありますが、委員長が必要と認めたときは、招集ができることから、委員長を除いた4人の委員のうち半数である2人以上が適切ではないかとの考えから改めるものです。次に第15条では、会議の公開について、秘密会に該当する事件を規定しておりますが、第8項の「市立学校の学級編制の調整に関する事」は、該当する事例がないことから削除をし、第9号及び第10号を1号ずつ繰り上げるとともに、新たに第10号として「その他公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項に関する事」を加えるものです。また、会議録について、第18条第4号では、「議題及び議事の大要」とあるのを、「議題及び議事（発言者の氏名及びその要旨を含む）」に改め

るものです。なお、附則において、平成24年6月1日からの施行を予定しております。よろしくご審議を賜りたいと存じます。

（中村委員長）ただいま提案説明のありました議案第1号につきまして、ご質問等ありませんか。

なお、本件につきましては、事務局において会議録の公開に関連して会議規則全体を見直したところ、今回提案の箇所についても改正をしたいとのことであり、皆様からさらにございましたらお願いします。

質疑応答

（土井委員）改正前の第15条の8号「市立学校の学級編制の調整に関すること」については、今は該当することがないのでおっしゃったのですが、元々どういう趣旨だったのでしょうか。

（上田課長）推測なのですが、以前、市立の幼稚園があった時に、幼稚園であれば学級編制について検討の余地があったということですが、今は既に市立幼稚園がなくなったこと、学校の学級編制について、市の裁量がないということから、この規定での検討をするという場がないという実態があったことにより、今回削除をしようという経緯です。

（門馬委員）市立学校とありますから、幼稚園も含まれていたというのは分かるのですが、小学校、中学校の学級編制という意味だったのだらうと思うのですが、具体的にどういうことだったのでしょうか。例えば、1学級を40人編制にするとか45人にする、あるいは50人にするといったそういうことだったのですか。学年の総数に対して、何学級作るかという調整をここで行っていたということでしょうか。今は検討の余地がないというのは、何か法令などで自動的に決まるということですね。

（百井部長）道教委などの施策で少人数学級などをやっているところはありますが、現在の所、学級の数、1学級当りの児童生徒の数などを市独自で決めて編制をするということはしておりません。今後、市が独自に行い、諸条件を整理するということになりますと、検討の余地が出てくると思います。先程の説明にもありましたように幼稚園については、ご承知のとおり法律上は学校という位置づけになっておりますので、市独自で行っていたのではないかと考えております。

（樋口教育長）補足させてください。今、部長が説明しておりました市独自の学級編制という件につきましては、定数に関わる法律が一部改正され、市町村において、ある面では学級編制について弾力的に運用ができるというように仕組みが変わってはおりますが、そのことについては、まだ具体的には動いていないというのが実態です。しかしながら、この規定の部分では、あくまでも公開するかしないかという議論ですので、基本的には先ほど申し上げた部分については、おそ

らく幼稚園だろうという想定の中では、固有名詞を出した中での学級編制、クラスを分けるとか、あるいは誰かのために何かをしなければならないですとか、そういうことが想定されるということで、規定において秘密会という部分があったのではないかと考えております。

（中村委員長）他に質疑等がないようですので、議案第1号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、議案第1号については、原案どおり可決しました。

議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

（中村委員長）次に、議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について、提案願います。

（樋口教育長）議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正についてですが、新学習指導要領の実施に伴いまして、指導要録の様式について、一部改正が必要ということから、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。内容については、事務局より説明をお願いします。

（蛭谷課長）私から議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正の内容について、ご説明させていただきます。新学習指導要領の実施に伴いまして、様式の一部について改正が必要となりましたことから、本規則を改正しようとするものです。資料の4頁をご覧ください。様式のうちの「指導に関する記録」この中の社会、数学、理科、音楽などの科目の観点に関する文言について、一部改正しております。また、資料の4頁から5頁にかけまして様式のレイアウトを変更しております。以上が、本規則の具体的な改正の内容です。なお、施行日等につきましては、附則で公布の日から施行しまして、平成24年4月1日から適用するということに考えております。よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

（中村委員長）ただいま提案説明のありました議案第2号につきまして、ご質問等ありませんか。

質疑応答

（伊藤委員）附則のところですが、今日議決して4月1日に遡って実施をしたい

ということですか。

（蛭谷課長）本来は、4月1日から中学校の新指導要領が実施されておりますことから、改正を行うタイミングもこれにあわせて行うべきところでありましたが、事務局においてこの改正の手続きが遅れまして、今回このような施行日の規定となりました。お詫びも重ねまして、こういった形になりましたことをご了承いただきたいと存じます。

（中村委員長）その様な事案につきましては、提案説明の段階できちんと説明すべきことでありますので、今後はよろしくお願いいたします。

（百井部長）ただいまの件ですが、事務が遅れましたことを先ずお詫び申し上げます。また、本来であれば最初に申し上げることで、大変失礼いたしました。現場では、施行期日がこのようになりましても支障ないということを確認していることを申し添えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（中村委員長）他に質疑等がないようですので、議案第2号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、議案第2号については、原案どおり可決しました。

議案第3号乃至議案第7号について（秘密会）

（中村委員長）次に、議案第3号につきましては、平成24年度一般会計補正予算（第1号補正）に関する件であり、議案第4号につきましては、石狩市民図書館条例の一部改正に関する件であり、いずれも、教育委員会会議規則第15条第1項第5号に該当します。

また、議案第5号につきましては、石狩市社会教育委員の委嘱に関する件であり、議案第6号につきましては、石狩市学校給食センター運営委員の委嘱に関する件であり、いずれも、教育委員会会議規則第15条第1項第2号に該当します。

さらに、議案第7号につきましては、平成24年度奨学生の決定に関する件であり、教育委員会会議規則第15条第1項第10号に該当します。

以上5議案につきましては、秘密会として後ほど審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、秘密会とすることに決定しました。

報告第1号 石狩市民図書館協議会からの答申について

(中村委員長) 次に、報告第1号 石狩市民図書館協議会からの答申について、提案願います。

(樋口教育長) 報告第1号 石狩市民図書館協議会からの答申についてですが、石狩市民図書館厚田分館と厚田小学校図書館の統合につきまして、平成24年4月17日に諮問いたしました件について、当協議会から答申を受けましたので、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第15号の規定に基づき、報告をするものです。内容については、事務局より説明をお願いします。

(丹羽副館長) 私から、市民図書館協議会からの答申についてご説明申し上げます。教育長の方からも説明がありましたとおり、4月17日に24年度第1回市民図書館協議会を開催いたしまして、石狩市民図書館厚田分館と厚田小学校図書館の統合について諮問したところでございます。当日委員の皆様にご真摯な議論をいただきまして、後日、会長からこれらをまとめた答申書の提出が、議案の6頁にございます文言、内容でございました。当日の協議会の中で色々な議論がございましたが、その中で、やはり地元の住民、そして何よりも小学校に置かれるということなので、小学校の先生、子どもたちに対する説明、あるいは意見聴取など、丁寧な対応をして欲しいという希望がありました。また、せっかく公共図書館の役割を併せもった学校図書館を開設するという事なので蔵書の内容、その他についても、色々なご意見をいただきまして、十分に子どもたちにとって、特に良い環境ができるように努めて欲しいという意見がありました。以上です。

(中村委員長) ただいま提案説明のありました報告第1号につきまして、ご質問等ありませんか。

(中村委員長) 質疑等がないようですので、報告第1号については、原案どおり了承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(中村委員長) ご異議なしと認め、報告第1号については、原案どおり了承しました。

(中村委員長) 日程第3 教育長報告を議題とします。

日程第3 教育長報告

(中村委員長) 教育長から報告をお願いします。

(樋口教育長)

- 4月25日 石狩管内教育委員会協議会総会
石狩管内公立高校配置計画地域別検討会
- 4月26日 臨時校長会
 - ・教職員給与適正執行に関する調査
- 4月27日 石狩市PTA連合会総会（花川小学校）
- 5月7日 はまなす学園入学式（84人）
- 5月10日 学校訪問開始
- 5月15日 定例校長会
 - ・学校訪問の状況について
 - ・6月期の勤勉手当の評定について
- 5月18日 ザ・ミュージックの開催（花川中学校）
- 5月20日 NPO法人石狩市文化協会総会
- 5月21日 石狩市奨学審議委員会
- 5月22日 定例教頭会
 - ・学校訪問について

(中村委員長) ただいま教育長から報告がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

質疑応答

(土井委員) 教職員給与適正執行に関する調査が5月7日から22日までにあり、5月10日から教育長の学校訪問を行っているとのことですが、新聞で授業中に呼び出されて事情聴取を受けたということを、石狩管内ではないのかも知れませんが、見た記憶があるのですが、学校訪問の期間にどのような事情聴取が現場で行われていたか、もし分かることがあれば教えてください。

(樋口教育長) 私が学校現場にいませんので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、当初の計画の段階から、5月29日までに全てを終了したいというタイムスケジュールを石狩教育局が示し、各学校において、できるだけ授業に支障のないよう、基本的には配慮しながらも、どうしても多いところでは一日20

数人に対してヒアリングを行わなければならないということで、残念ながら授業中について一部あったと思います。ですが、短時間でできるだけ支障のないよう配慮しておりますので、長い時間というのはないと受け止めています。この点について、石狩教育局との最初の段階の協議時点から、そのような形も起るが、学校が信頼されるということを考慮し、8月末までにしっかり調査が行われなければならないことから、タイムスケジュールの遵守が求められたことから、やむなく一部そういう状況もあるということは十分承知しておりました。この点については、ご理解いただければと思います。

（土井委員）それほど多くはなかったということですか。

（蛭谷課長）基本的には勤務時間内に調査をするというのが教育局の方針でございまして、予め臨時校長会でも先生の時間の割り振りの調整をお願いしたうえで行いました。ですから、それぞれ学校の現場では、なるべくそういった影響を回避しながら、どの先生を何時頃にあてるかということで順番を決めていただいておりますが、教育長からも説明がありましたように、授業の一部に影響が出なかったというのを否めない部分も若干あったのではないかと思います。具体的には承知してはおりません。

（中村委員長）他にございませんか。それでは教育長報告を了解しました。

（中村委員長）以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

（中村委員長）日程第4 協議事項を議題とします。

日程第4 協議事項

① 平成24年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について

（中村委員長）①平成24年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について、事務局から説明をお願いします。

（上田課長）協議事項の1 平成24年度石狩市教育委員会の点検・評価の実施について説明いたします。資料の7頁をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、基本的には平成23年度と同様の方法により実施し、併せて、教育プランの進捗状況についても点検・評価するものです。また、市の行政評価との整合性を図るため、当該手続の手法や事務スケジュールを勘案して進めるものとします。対象項目と点検評価の方法を表で示していますが①の教育委

員会の活動状況では、教育委員会会議の開催状況や審議事項の内容を、教育委員会会議以外の活動状況では、各種関係機関等への出席、意見交換や研修活動、教育現場の実態把握や各種行事への参加などを対象とします。②の事務事業の点検評価の方法としては、対象を教育プランの大項目ごとに該当する主要な事務事業を抽出し、評価対象事業が市行政評価の外部評価対象となっている場合は、市事業評価の結果をもって評価とし、パブリックコメントは市の行政評価手続きとして実施します。本年度につきましては、対象事業の全てが市事業評価におけるパブリックコメントの対象となる予定です。また、学識経験者の知見活用として石狩市教育委員会外部評価委員から意見をいただくことといたします。8頁に事務スケジュールを記載しておりますが、5月から作業を始め、7月の教育委員会会議への中間報告、9月に外部評価委員会の開催、10月に教育委員会会議で決定をいただき、12月に議会への報告書提出をし、併せて結果を公表するような進めを予定しております。以上です。

（中村委員長）ただいま事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

質疑応答

（中村委員長）教育委員会の活動状況についてであります。各委員の様々な活動実態については、事務局の方で全てを把握しきれないので、各委員からお寄せいただかなければならないと思います。何時までにどうして欲しいのかなどに関する説明が不足していると思いますが。

（上田課長）説明が不足して申し訳ありません。事務局の方で把握している部分もありますが、それぞれ各委員さんの活動の部分は、今月末ぐらいに様式を作って、6月中に事務局にいただきまして、取りまとめるような進めを予定しておりました。

（中村委員長）ということでありますので、ご協力をお願いいたします。

（中村委員長）他にございませんか。それでは協議事項の①を了解しました。

（中村委員長）以上で、日程第4 協議事項を終了します。

（中村委員長）日程第5 報告事項を議題とします。

日程第5 報告事項

① 平成24年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について

(中村委員長) ①平成24年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について、事務局から説明をお願いします。

(蛭谷課長) 私から報告事項の①平成24年度市内小中学校の児童生徒数・学級数についてご報告いたします。資料の9頁をご覧ください。今年度の児童生徒数・学級数につきましては、4月の定例教育委員会会議においても報告いたしているところですが、この度5月1日の学校基本調査において確定しました数字について改めてご報告します。先ず、小学校の計の欄をご覧ください。普通学級の児童数が3,429名、特別支援学級の児童が73名、合計3,502名、学級数につきましては、普通学級が135学級、特別支援学級が27学級となっております、この数字につきましては4月に報告した数値と変更はありません。次に中学校の計の欄をご覧ください。普通学級の生徒数が1,660名、特別支援学級の生徒が31名、合計1,691名、学級数につきましては、普通学級が58学級、特別支援学級が15学級となっております、この数字につきましては、花川北中の普通学級3年生が1名増となっており、学級数については4月の報告値と変更はありません。以上です。

(中村委員長) ただいま事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

(中村委員長) それでは報告事項の①を了解しました。

② 平成23年度いじめ・不登校の状況について

(中村委員長) 次に、②平成23年度いじめ・不登校の状況について、事務局から説明をお願いします。

(西田センター長) 私から平成23年度いじめ・不登校の状況についてご報告いたします。資料の10頁をご覧いただきたいと思います。先ず、いじめですが、23年度いじめの認知件数は、小学校27件、中学校17件、計44件です。学年別件数については資料をご覧ください。今年2月の教育委員会会議におきまして、昨年11月に実施しました「いじめ実態把握調査」の結果報告では、41件でしたが、12月から3月までの期間に3件増えたということになります。学校が認知いたしました44件の現在の状況ですが、学校に確認いたしましたところ、

特に深刻な状況はなく、全て解消しているという押さえです。認知件数について平成22年度に比べて33件の減ということになっていますが、これについては、これまで各学校で取り組んできた、いじめに関わる校内研修、参観日などでの保護者との話し合い、学校だより、学級通信等による家庭への情報提供など、いじめは絶対に許されないことだとして、常にチェック体制が整った状況を継続してきたことによると考えています。今後もいじめが起きないための未然防止から、早期発見、早期対応を心掛けていただくようお願いしています。続きまして不登校についてですが、不登校の児童生徒数、平成23年度におきましては、小学校が12人、中学校が53人、計65人です。このうち、継続児童生徒数は小学校が5人、中学校が29人、計34人です。うち支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒数は、小学校が5人、中学校が11人、計16人です。また、うち教育支援教室「ふらっとくらぶ」に入級した児童生徒数は、小学校が1人、中学校が12人、計13人です。学年別人数については、ご覧いただきたいと存じます。昨年度に比べ5人増えておりますが、家庭の生活環境の急激な変化、引っ越しや保護者の離婚、再婚などをきっかけとする生徒が比較的大きかったことが、23年度の特徴的な事柄です。新しい環境や人間関係などにうまく適応できず自分の殻に閉じこもってしまっているものと思われます。不登校の未然防止や復帰にあたっては発達障がいや集団不適応など、本人が抱えている課題への対応は勿論、家庭での子どもたちとの関わりや生活サイクルの正常化など、保護者の意識の改善も必要であることから保護者懇談や学級通信などを通じて、保護者とのコミュニケーションも十分とっていただくようお願いして参りたいと存じます。また、学校をはじめ関係機関との連携を通じまして、支援につなげていくための相談体制を築いていくなどの対応も行なって参りたいと存じます。以上です。

（中村委員長）ただいま事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

（土井委員）いじめについては、各学校の取組により解消されているという話ですが、全てが完全に解消されているということはないのではないかと私の経験からは思います。それが継続されて来ている、そういう関係で見えていくと、いじめが原因で不登校になったということも多分あるとは思いますが、その辺の押さえを聴かせていただきたいと思います。もう一つは、中学校が多い訳ですが、人間関係、それから将来に向けての自己確立など、一番大事な時期に不登校が沢山いるということが非常に気になる所です。全国的にそうだと思いますが、石狩市では、特に3年生が多いですね。今の話では家庭での生活習慣ということですが、3年生が多いということは中学校生活の中での家庭ばかりでなく何か要因があるのではと思うのですが、その辺りの分析についてお聞かせ願いたいと思います。

1年生の11人については、多分小学校から中学校にあがった時の適応性、学習環境の変化だと思うのですが、その辺りの押さえはどうなのでしょう。

（西田センター長）不登校のきっかけについて、小学校中学校ともに不安などの情緒的な混乱という項目が一番多くなっています。ご指摘のいじめが原因というものの不登校については、小中ともにゼロです。中学校3年生の人数が多いという点については、1年生の頃からの継続の生徒が多いというのも事実で、状況を確認した所、パソコン、インターネットに依存して昼夜逆転しているということが多い子どもたちが増えてきている所です。中学3年生になると進学という所で大きな壁にぶつかる訳ですが、これについては、学校とも話し合いながら、それぞれの家庭にどこまで踏み込めて話ができるかといった所も一人一人つぶしながら話をさせていただいていますが、なかなか家庭それぞれの抱える問題も様々です。受け入れていただけないとか、本人となかなか会えないとか、具体的な事例もあるのも事実です。小学校から中学校への不登校の数についてですが、こちら小学校6年生からというよりは小学校の4・5年生からの継続的に何年にもわたって不登校になっているお子さんもおります。また、小学校6年生では不登校でなかったのに、中学校にあがってから学習環境の変化により、また友達の関係で馴染めず中学1年で不登校になってしまう例もあります。

（門馬委員）不登校というのは、家庭の問題と深く結びついているというお話がありましたが、子どもが不登校になった場合に親は悩む訳ですね。その場合の相談先はどこになるのでしょうか。学校の先生以外にということですが。

（西田センター長）ご指摘のとおり当然学校の担任が、先ず、第一に挙げられますが、その他に教育支援センターのお話もしていただくようお話しておりますし、市役所の2階、保健福祉部の管轄になりますが、子ども相談センターでも相談できるということで、現実には相談をされている保護者もいらっしゃいます。相談機関を一切受け付けないご家庭もあるのも事実ですが、支援センターでも学校を通じながら何とか一度二度でなく数回にわたりコンタクトとれる方法、場合によっては、児童デイサービスのような所もありますので、そちらの方とつながっているケースもあります。

（門馬委員）それに関連してですが、例えば担任の先生は不登校の家庭を訪問しても親が受け付けてくれないという場合に、実は子どもは行方不明になっているというような極端な事はないのですよね。以前、事件になったことがありましたが、子どもがいるはずなのに親が会わせない、その後調べると、実は子どもはいなかったというようなことがありましたが、石狩ではそのようなケースはないのですよね。

（西田センター長）いわゆる居所不明のことかと思いますが、その件につきましては昨年度も道教委の方から調査がありまして、石狩市ではないと回答してお

ります。

（伊藤委員）支援センターで非常にいつも一生懸命やっただいてるのが、見えていたり、お話を聞いていても分かるのですが、高校も市内には翔陽高校と石狩南高校がありますし、その近郊にも多くの子どもたちが行っていますが、高校での不登校などの情報のやりとりはどのようなのでしょうか。センターでは実態を押さえているのでしょうか。

（西田センター長）直接市内の2つの道立高校とは具体的な不登校の数までは話をしたことはありません。ただし、関連では高等学校での特別支援教育に該当するお子さんの関係が高等学校も昨年から道教委の指示もありまして、調査なり色々な学年ごとに把握するようにということもありまして、特別支援教育に関して情報交換といいますか、それぞれの副校長や教頭とお話をさせていただいたことがありました。お話の中で、当然、石狩市内の子どもたちもさることながら、1年生に入って来て、なかなか学校に継続して登校することができないという話も何件か聞いたことはあります。今後、保健福祉部での性教育の部分も含め、高等学校の養護教諭とも交えながら情報交換しましょうという話合いにはなっています。

（伊藤委員）小学校から中学校に行く時という話が先ほどありましたが、中学校から多くの子どもたちが高校にあがる状況なのですが、私の実際聞いた話ですが、小中でいじめを受けていた子どもが、高校には受験して行っているのですが、また行った高校で同じ学校の友達から、また同じようにいじめられて不登校になってしまったという事例も聞いています。中学3年生で当然、来年になったら持ち上がっていくのだと思いますが、高校は義務教育ではないのですが、中学校で終わりという訳ではないのですから、今センター長の話も聞きましたので、今後こういった会議の中でも、もし高校の情報があればお知らせいただければと思います。色々な検討材料にもなりますので。これは要望ですが。

（西田センター長）伊藤委員のご意見について、検討させていただいて、然るべき時にご報告させていただければと思います。併せて、今年度から試行的取組として、昨年度卒業した「ふらっとくらぶ」に通っている子どもに関して、それぞれの進学先、通信も含めて行っておりますが、居場所という所で週に一度、支援センター「ふらっとくらぶ」に来て、話し相手になるような、そういった試みも今年度から行っておりますので報告させていただきます。

（土井委員）不登校やいじめの問題については、私も現職の時には、不登校の子どもに家に夜5時から出勤しまして、何回も行って勉強を教えるなどした経験もありますし、小中に兄弟がいる所で担任の先生が朝迎えに行って、放課後部活までの時間に行く、そういう連携を取りながら担任の先生と取り組んだ経験もあります。本当に先生方はこれだけでも大変なのですね。先ほど、各学校の取組のお

かげで解消したという話がありましたが、その裏には本当に先生方、担任の先生の苦労があると思っております。そういう面での担任の先生のストレスも大きいですし、一人一人の子どもたちの能力を引き出す仕事ですから、非常に辛い仕事ですので、そういう面での先生方のフォローといいますか、心のケアについても支援センターでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

(西田センター長) 土井委員のご意見、まさにそのとおりと認識しておりますし、こちらの方で特にお願いしているのは、担任一人が抱え込まないで、チームで動いてくださいと、今校内にはそれぞれ一人以上のコーディネーターという先生もいらっしゃいますし、生徒指導の先生もいらっしゃいます。そういった方々がチームを組んで事にあたっていただきたい、そして、実態を校長教頭が把握していただいて、チームとして動くようにとお願いして来ております。また、ケアの部分については、今年度は特別支援の先生方も含めまして、研修機会なりを増やすとともに、自主学習会的な先生の集まれるようなことも計画しておりますので、後ほど実施後にでも報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

(中村委員長) 様々な意見交換がなされ良かったと思っております。土井委員がお話しされた部分があつて、石狩市ではいち早く支援センターを立ち上げ、今年は森課長をお迎えし充実を図っております。私も時折「ふらっとくらぶ」におじゃましますけれど、来られている子どもたちに対して、丁寧な対応をされている姿を見てとても嬉しく思っております。大変期待しておりますのでよろしくお願ひいたします。

(中村委員長) 他にございませんか。報告事項の②を了解しました。

(中村委員長) 以上で、日程第5 報告事項を終了します。

(中村委員長) 日程第6 その他を議題とします。

日程第6 その他

(中村委員長) 事務局から何かございませんか。

① 平成23年度石狩市学校支援地域本部事業報告書について

(東課長) 私から石狩市学校支援地域本部の事業報告について、お話を申し上げたいと思ひます。先般5月21日、月曜日に学校支援地域本部の運営委員会を開

催いたしました、今年度の方針が決まりました。これを機に事業報告書をお渡ししたいと思います。簡単にご説明したいと存じます。3頁目になりますが、北地区のボランティアの実施状況ということで、学校ごとのボランティアの実施について記載しております。花川北中、紅南小、双葉小とございまして、それぞれ、北中であれば、PTA花壇、紅南であれば7つの種目にわたって包丁研ぎ、若しくは体育の支援、卒業証書の代筆ということで地域の方々に活動していただきました。双葉小学校では、水泳授業の補助、生活科として漬物の指導などを地域の方々にお願いしているということです。結果として、17事業ございまして、延べで328名の地域の方にご協力を賜ったということになっております。4頁から、実際の中身を写真とともにご説明をさせていただいております。こちらについては、後ほどご覧ください。12頁から関係者のコメントというようなことで、ボランティアされた方からのコメントをそれぞれ記載しております。基本的には携わったことで自分も元気をもらったと、地域の方々からも評価をいただいております。それが続きまして、17頁までコメントをいただいております。18頁をご覧ください。花川南小で23年度寺子屋事業ということで、実施をいたしました。実際に11月18日には、教育委員さんにもご視察をいただいたところです。結果的に20回開催をいたし、総計で1,063人の子どもたちに参加いただきました。ボランティアについては、延べ91人に参加をいただいております。右側に活動風景を載せております。20頁からは、それぞれ関わっていただいた方々のコメントをいただいております。茶道教室で、100人に及ぶ子どもたちの対応をしていただいた方からもコメントもいただいております。23頁に成果と課題をまとめております。大きくは相当評判を含めてよいという形でいただいておりますので、引き続き地域の力を借りながら子どもたちのために様々な活動を進めていきたいと考えております。これらを踏まえ、今年度、事業の拡大、期間の増などとり進めていきたいと考えております。以上です。

(中村委員長) ただいま事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等ありませんか。

(土井委員) 本当にご苦労様でした。素晴らしい活動を沢山聞かせていただきました。今年はまた広げてということで、またお忙しくなると思いますが、よろしく願いいたします。

(門馬委員) 地域と学校が手を取り合って子どもたちを育てていく、まさにそういうことを具現化したものだと思います。益々広がっていくとよいと思いました。

(伊藤委員) 私も参加させていただきまして、非常によい事業だと思っていますので、継続して、難しい所も沢山あるようですが、できれば他の地域にも広がる

ようにご努力いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

（中村委員長）この事業報告書につきましては、私も今走り読みした程度ですが、地域の方々にとって、「なるほど、自分たちもこれならできるかな」と思ってくださる方が出てこられるのではないかと思います。今後どの様に配布されようとしているのかお聞かせください。

（東課長）今委員長からお話いただきましたとおり、この事業につきましては、如何に地域の方にご理解をいただいて参加をいただけるかということに尽きるのかなと思っております。そういった中で関係する地域、町内会等にこの文書を配布させていただく、若しくは今年度の事業の中でPRのパンフレットの的な物を今検討してございまして、そういったものを併せながら一人でも多くの方にこの事業の趣旨と考え方を理解していただいて、多くの方に子どもたちのために何らかのお手伝いといいますか、参加をいただけるような形にとり進めたいと考えております。

（中村委員長）是非、そのようにお願いします。

（中村委員長）他にございませんか。それでは本件を了解しました。

（中村委員長）教育委員の皆さんからございませんか。

② スマートフォンへの対応について

（伊藤委員）携帯電話の件で、最近危惧しているといいますか、一時期各学校で携帯電話の使用について、今でも携帯電話会社と提携して子どもたちへの指導なりをしていたのではと思われますが、ここ最近の報道を見ても以前の携帯電話からスマートフォンへの切り替えが相当進んでいて、この対策がどうなっているのか新聞を見るだけでは分からないのですが、スマートフォンではフィルタリング等の機能が付けられないという基本的な内容になっているらしいのですが、こういった点、いたちごっこにも思えるのですが、機器がどんどん変わっていく中で、こういったもので子どもたちに事件や犯罪に巻き込まれないような方策がどういう風に考えていったらよいか、ここで返答でなくて結構ですけど、検討していかないと後手後手で、事件や被害があつてから、どうしたらよいか検討するということになる、まさに今、既に被害に遭ったり、事件が表に出てないだけで発生しているのかもしれないのですが、こういったことについて、以前、樽川中の先生でしたか詳しい先生がいらっしゃって、あの時は携帯電話の話でしたけれど、最近はあまりそういったことがテーブルの上に載ってこないという感じがするものですから、何か既に検討されているものがあればお聞かせいただきたいですし、

もし、そうでなければ検討をしていただきたければと思います。

（中村委員）ただ今、伊藤委員から提案がありましたが、この件について事務局のお考えなどありましたらお聞かせ願います。

（西田センター長）いわゆるネットトラブルに関する件かと存じますが、今年度に入りまして道教委の方が、それなりの検索ができる会社と1年契約を結びまして、この度各市町村に下りてきました。会社名が今出て来ませんけれども、いわゆる書き込み等をされた場合、どのように削除するかとか、そういった手法について、窓口を一本作りまして、そこに問い合わせるとやり方を教えていただけるというようなことを今年度から始めております。これについては、各学校に周知させていただいています。ただ、今後の未然防止も含めての部分につきましては、今後は市内の生徒指導の先生が集まる会議がありますので、そちらの方で情報提供させてもらいながら検討させていただきたいと思います。

（伊藤委員）新聞にも出ていますので、あまり言葉にも出しませんでした、「ガチャゲー」辺りも、これ自体は国で、国会でしたか問題になるような話で、これは業者自体が廃止にしていくという話で動きが報道になっているようですが、先ほども、色々な形で、いちごっこなのだろうと、まさにスマホ辺りはフィルタリングがかかりませんから、以前の携帯でしたらある程度、親が考えるフィルタリングの機能が多少はできたのが、全くそういったことができない状況で私共の周りを見ていると、小学生に親は平気でスマートフォンを与えていますので、そういう講習なり、親に対しての危険性や子どもに対する指導もやらなくていいとは言えないので、情報があれば学校任せにするのではなく、周知事項なり情報があれば立派なチラシを作る必要はないと思いますが、何か情報を落としていきなり、教育委員会限りでなく、逆に学校からも情報があれば吸い上げて、他の学校に周知してもらうなどの方策も検討していただければと思います。

（中村委員長）スマートフォンにフィルタリング機能がないということを今、私は初めて知りましたが、携帯電話については、北海道立教育研究所の方で一生懸命様々なアプローチの仕方を研究され、各学校で対応してきたところであります。センター長は、色々な事業を持ってお忙しいと思いますが、スマートフォン時代における重要な案件ですので、次回の6月でも7月でもよいのですが、一度整理してお話を聞かせていただければと思います。ご協力お願いいたします。

（中村委員長）他にございませんか。

（中村委員長）以上で、日程第6 その他を終了します。

（中村委員長）日程第7 次回会議の開催日程を議題とします。

日程第 7 次回定例会の開催について

（中村委員長）次回については、6月26日の火曜日、13時30分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

（中村委員長）以上を以まして、公開案件は終了します。秘密会案件の説明員以外の方は、ご退席願います。

【秘密会】

（中村委員長）ただいまから、教育委員会会議規則第15条に基づき、秘密会を開催いたします。

議案第3号 平成24年度一般会計補正予算（第1号補正）について（秘密会）

（中村委員長）日程第2 議案第3号 平成24年度一般会計補正予算（第1号補正）について、提案願います。

（樋口教育長）議案第3号 平成24年度一般会計補正予算（第1号補正）について、6月定例市議会に提案するということで、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第4号の規定に基づき議決を求めるものであります。内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

（上田課長）議案第3号により説明する。

（中村委員長）ただいま提案説明がありました議案第3号について、ご質疑等ありませんか。

質疑等省略

（中村委員長）他に、質疑等がないようですので議案第3号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、議案第3号については、原案どおり可決しました。

議案第４号 石狩市民図書館条例の一部改正について（秘密会）

（中村委員長）議案第４号 石狩市民図書館条例の一部改正について、提案願います。

（樋口教育長）議案第４号 石狩市民図書館条例の一部改正についてですが、市民図書館厚田分館を厚田小学校図書館と統合することから、条例廃止を行うということで、石狩市教育委員会事務委任規則第１条第４号の規定に基づき議決を求めるものであります。内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

（板谷副館長）議案第４号の資料により説明する。

（中村委員長）ただいま提案説明がありました議案第４号について、ご質疑等ありませんか。

質疑等省略

（中村委員長）他に、質疑等がないようですので議案第４号については、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、議案第４号については、原案どおり可決しました。

議案第５号 石狩市社会教育委員の委嘱について（秘密会）

（中村委員長）議案第５号 石狩市社会教育委員の委嘱について、提案願います。

（樋口教育長）議案第５号 石狩市社会教育委員の委嘱についてですが、本年５月末を以って、任期満了することから新たに１５名の委員を委嘱するということで、石狩市教育委員会事務委任規則第１条第８号の規定に基づき議決を求めるものであります。委員の構成等につきましては、事務局から説明をお願いします。

（東課長）議案第５号により説明する。

（中村委員長）ただいま提案説明がありました議案第５号について、ご質疑等ありませんか。

質疑等省略

（中村委員長）他に、質疑等がないようですので議案第５号については、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、議案第５号については、原案どおり可決しました。

議案第６号 石狩市学校給食センター運営委員の委嘱について（秘密会）

（中村委員長）議案第６号 石狩市学校給食センター運営委員の委嘱について、提案願います。

（樋口教育長）議案第６号 石狩市学校給食センター運営委員の委嘱についてですが、本年５月末を以って、任期満了することから、２０名の委員を委嘱するため、石狩市教育委員会事務委任規則第１条第８号の規定に基づき議決を求めるものであります。委員の構成等につきましては、事務局から説明をお願いします。

（伊藤センター長）議案第６号により説明する。

（中村委員長）ただいま提案説明がありました議案第６号について、ご質疑等ありませんか。

質疑等省略

（中村委員長）他に、質疑等がないようですので議案第６号については、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、議案第６号については、原案どおり可決しました。

議案第７号 平成２４年度奨学生の決定について（秘密会）

（中村委員長）議案第７号 平成２４年度奨学生の決定について、提案願います。

（樋口教育長）議案第7号 平成24年度奨学生の決定についてですが、多くの応募者の中から奨学審議委員会の審査を経まして、54人の方を平成24年度の奨学生と決定したいことから、石狩市教育委員会事務委任規則第1条第12号の規定に基づき議決を求めるものであります。奨学生の内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

（蛭谷課長）配布資料により説明する。

（中村委員長）ただいま提案説明がありました議案第7号について、ご質疑等ありませんか。

質疑等省略

（中村委員長）他に、質疑等がないようですので議案第7号については、原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

異議なし

（中村委員長）ご異議なしと認め、議案第7号については、原案どおり可決しました。

（中村委員長）以上で、日程第2 議案の審査を終了します。

閉会宣告

（中村委員長）以上をもって、5月定例会の案件は全て終了いたしました。以上で、平成24年度教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。

平成24年 6月26日

委員長 中村 照 男

署名委員 伊 藤 好 美